『国語運動』創刊と漢字制限問題について

棚橋尚子

一　漢字を取り巻く現状

1　漢字学習にまつわる「負担」の問題

平成十年に告示された小学校新学習指導要領では、小学校に配当された千六字の学年別配当漢字の扱いについて変化があった。それは、これまで配当学年において、配当漢字の読みと、その大体の書きを習得させようとしてきたもの[1]を、書きについては「書きの方が（棚橋注　読みよりも）習得に時間がかかるという実態を考慮し」[2]次学年までのあいだに「時間をかけて」[3]習得させることになったことである。このことについては、小学校学習指導要領解説国語編に「したがって、第六学年を修了するまでに、学年別配当漢字表の第五学年までに配当されている八二五字を確実に書けるようにすることになる。」[4]とあることから、「読みは配当学年で、書きは次学年で」という理解も成り立ちそうである。しかしながら、文部（科学）省の本意とするところは、書きの定着を次学年までを使って確実にするという点にあるのであり、書きを後回しにしてもいいということではない。この点については、つい最近も、愛知県で行われた「『新しい国語実践』の研究会」大会の席上で、文部省（当時）初等中等教育局中学校課程教科調査官の河野庸介氏が「読み書きは同時に学習させる」[5]ということを断言されていた。

以上のような状況を具体的に考えると、新学習指導要領が完全に施行される平成十四年度からの漢字学習は、教師にとっては非常に手のかかるものとなることが推測できる。現に平成十四年度から全国の小学校で使用される教科書には、配当学年の漢字と前学年に配当された漢字が並立して提出される形になっている。たとえば第二

学年の教科書には、第二学年に配当された漢字百六十字と、第一学年に配当された漢字八十字の、計二百四十字が学習用の漢字として提出されることになる。配当の多い中学年について言えば、第四学年の教科書には第四学年の漢字二百字と第三学年の漢字二百字の計四百字が提示され、児童はなんらかの形でそれを学習することになるのである。どのような活動をさせるかにもよるが、今まで以上に漢字の学習量は増加することになりそうである。

ところで、平成十年に私が行った全国の小学校教師を対象にした漢字学習についての意識調査[6]では、回答を寄せた多くの教師が漢字学習の国語科学習全体に占める割合の高さについて悩んでいることが理解できた。以下は、その調査において実際に寄せられた意見の一部である。[7]

・漢字指導は、指導する上での悩みの一つです。単元によって新出漢字の量にばらつきがあり、多いときは指導するのに時間がかかり、自主学習や家庭学習にしてしまいがちです。もっと、漢字の意味や成り立ちを考えさせた上での指導ができたらよいのですが…。

（二十代女性・第四学年担当）

・漢字指導について思うことは、授業のなかでの位置づけや、練習方法よりも、児童に正しく漢字を覚えていこうという意欲をもたせることが、最も難しいということです。また、高学年になるほど、時間数が減るのに、多くの漢字が出てくるということです。行事等で現場は時間に余裕のないのが現実です。新しい学習指導要領では、もっと現場の状況に考慮したものにして頂きたいと思います。

（二十代男性・第五学年担当）

・教科書の中で〝ことばのまど〟のような小単元に新出漢字・読み替え漢字が多くて、時間をとられてしまうのが現状でした。

（三十代女性・第一学年担当）

・新出漢字は、一応授業中漢字ドリルで、筆順、とめ、はね、はらい等、書き方の注意をする点、読み方、熟語などを教えたら宿題で練習させます。その次の日、五問テストで前の日に習った漢字をテストして、間違った字をまた練習させるという方法をとっていますが、新出漢字の量が多く、それを覚えるのに追われ、以前に習った漢字を復習する時間がなく、テストをすると、悪い点をとる子が多いのが悩みです。

（四十代女性・第四学年担当）

・国語の単元の中に明らかに漢字のための単元であるかのようなものがあってつまらなかった。

・教える漢字の量が多すぎる。

・漢字指導のために本来の国語指導がおろそかになってしまいがちである。（五十代男性・第四学年担当）

これらの文章のなかには学習漢字の量的な多さや、いわゆる「コラム単元」[8]に漢字提出が重なることなどによる負担が訴えられている。憂えるべきことにこれらの問題は、新学習指導要領に体制が切り替わっても解消されることはないと思われる。さらに後者の問題は、新要領下で単元の精選化が進み教科書に掲載される教材が削減されるなかで、その傾向にますます拍車がかかることが予想される。

従来の漢字学習は、その是非はともかくとして「字形を覚える」ことに主眼があったと言っても過言ではない。それが「漢字を使える」ことに主眼をシフトしていくと言うのであるから、このたび文部（科学）省が示した漢字学習の考え方には賛成できる点もある。従来の漢字学習では「習ったはずの漢字が日記や作文など、自分の書くもののなかで使えない」という点が現場教師から指摘されつづけてきたからである。しかしながら、これまで述べてきたように、教育現場の漢字指導にかかる負担は増大することが必至である。翻って児童の学習負担という点を考えた場合も、その方法によってはこれまで以上に漢字嫌いを増加させる結果となりかねない。

以上のような状況を勘案した場合、漢字学習には「学習負担」「指導負担」という点と相まって大きく次のような課題があることが言える。

(1) 児童の学習負担および教師の指導負担の内実の解明
(2) 児童の発達段階や興味・関心に応じた漢字の学習方法の開発
(3) 学年別配当漢字の量的な見直し

本稿では特に(3)の問題に絡めて、昭和十二年に国語協会によって世に出された『国語運動』創刊号について検討を加えていこうと考える。[9]言語政策の面から見た場合、昭和十年代は「標準漢字表」[10]の作成に向けて審議が重ねられるなど、その成否はともかく言語政策が活発に動いた時期である。『国語運動』はそういった時期に国の言語政策に大きな影響を与えることとなった雑誌であり、戦前期の漢字制限の問題を検討する上で避けては通れない雑誌である。私は今後『国語運動』全巻について検討を重ねていくつもりであるが、その出発点として本稿では創刊号について小考を試みたいと考える。それに先立ち現代社会の漢字状況について少し整理をしておきたい。

2　現代社会における漢字

よく指摘されることであるが、明治以来積み上げられてきたわが国の漢字平易化に向けた運動は、今日緩やかな形で崩壊しようとしている。言うまでもなく、それは二十年程前から巷間に普及しはじめたワープロやパソコンなどの漢字変換機器によるものである。この動きは、昭和五十六年の常用漢字表の発表とも連動し加速したと考えられる。なんとなれば、それまでの当用漢字は使用漢字の「制限」を前提にしていたが、常用漢字は一般社会において使用する漢字の「目安」とされたからである。その結果現在では、常用漢字表外の漢字も積極的に使用する傾向が高くなっていると思われる。たとえば、「判る（わかる）」「全て（すべて）」「捉える（とらえる）」などは、常用漢字表の読みには入っていないものだが、よく目にする書き方である。

また、多くの資格をもつことが就職や受験に有利になってきていることとも関連しているのであろうが、近年は「漢字能力検定」の受験者が急速に増加し、平成九年以降は毎年百万人以上が受験するようになった。

その一方で、専門家のなかには、日本語の構造的な問題や国際化の問題から日本語表記に多くの漢字を使うべきではないという考えの諸氏も存在する。たとえば、日本語の国際化の観点から野村雅昭氏が次のような見解を示している。(1)

外国人のために、あるいは情報処理のために、漢字をつかわないようにしたり、日本語をかえたりすることには、ねづよい反感がある。しかし、ことばは社会とともにある。社会には、それを構成している人間がいる。そして、わたしたちが生活する社会は、日本列島という地理的なわくからはみ出そうとしている。さらに、この日本列島のなかにも、日本以外のところでそだった、日本語を母語としないおおぜいの人がふえつつある。日本語はその人たちのものである。

こういった考え方は特に今に始まったことではなく、背景は異なるものの、戦前の海外日本語教育においても見られたものである。戦後五十年以上が過ぎ、社会情勢も言語使用状況も大きく変化した。そういったなかで漢字の問題は再び見直すべき時ではないかというのが私の考えであり、そのために言語政策面での動きが大きかった昭和十年代の資料を検討することにしたのである。

二　国語協会と『国語運動』

1　時代的背景

幕末・明治維新当時より、国語についてはいろいろな点で改善すべきという指摘があった。著名なところでは、前島密の建白した『漢字御廃止之議』（明治二年）や森有礼の『日本語廃止英語採用論』（明治六年）などがある。森の日本語廃止などは大変極端な見解のように思われるが、敗戦当時志賀直哉がやはり国語をフランス語にする旨の見解を発表しており、ほかに例がなかったわけではない。（ただし、志賀の見解は森の見解に触発されたものではある。）いずれにしても国語国字についての課題は、大きく漢字字種の問題、漢字字体の問題、仮名遣いの問題、音訓整理の問題などがあり、すべて明確な決着のつかないまま敗戦を迎えることとなった。そして、周知のとおり、戦後になって現在の形に落ちつく原型が整えられたのである。前に掲げたような課題は、教育における学習負担の問題や社会生活における大衆の読字の問題、印刷における非効率性の問題などとかかわっており、社会的には簡略化の方向に向かう要望が強かったと言えるし、実際そのように動いていたことは事実である。[12]しかしながら、こと簡略化ということになると一朝一夕にはいかない問題も発生する。たとえば、漢字の制限において、削減する字種を何にするかという基準を決めるのが容易ではないという点がそれである。戦後、昭和二十一年に告示された当用漢字でも、「犬は当用漢字なのになぜ猫が当用漢字ではないのか」「鍋、釜といった日用必需品が当用漢字表にないのはいかがなものか」などの指摘が相次いだ。そこには、既知の漢字を使用できないことの不便さーもっと言えば、今まで自分たちが当然のように行ってきたことを崩されることに対する違和感といった、人々の心理的な要因が垣間見えるのである。

こういった一方で、明治二十八年の台湾植民地化に始まる日本の植民地政策および大東亜共栄圏構想の進展が、国語をより分かりやすいものとしようとする力強い推進力となっていくことになる。

『国語運動』はこういう時代状況のなかで、「国語の愛護と言語問題の理論と実際」という冠称をつけて国語協会より昭和十二年に創刊され、昭和十九年まで発行された雑誌である。

2　国語協会の設立と運営の方針

『国語運動』を発刊した国語協会は、昭和五年に設立された旧国語協会に、国語愛護同盟および言語問題談話会が合併して成立した団体である。『国語運動』の冠称である「国語の愛護と言語問題の理論と実際」は、奇しくも国語愛護同盟が発行していた『国語の愛護』と、言語問題談話会が発行していた『言語問題』という機関誌名を使用したものとなっている。

もともと旧国語協会は「国語ノ整理改善ヲハカリ、ソノ促進ヲ期スル」（国語協会規約）ことを目的に朝野の有力人によって作られた会であり、その発会式において、時の首相濱口雄幸や文相田中隆三から祝辞が寄せられるような政府寄りの団体であった。会長は後の内閣総理大臣近衛文麿であり、その発起人には敗戦直後の国語審議会会長である南弘、同幹事長保科孝一などの名も見えている。一方、国語愛護同盟は「微力な少数者の発起にかかり、主として実際社会の各方面における国語問題を具体的に生活に即して解決することを目的として一歩一歩じみに歩んできた団体」[13]である。また、言語問題談話会は立教大学教授であった英語学者の岡倉由三郎がその創設に尽力した会であり、その機関誌『言語問題』の編集者であった石黒修は『国語運動』の編集主任に就任することになった。これらの三団体は昭和十二年六月二十八日に新たな団体である「国語協会」として合同し、発足することとなる。会長は旧国語協会に引き続き近衛文麿であった。その近衛が国語協会設立総会で述べた挨拶のなかに次のような部分がある。[14]

…我が国語国字が世界に其の比を見ないほど複雑にしてかつ不規則でありますので、この学習負担の過重なことは今更申述べるまでもありませんし、延いては我が文化の進展、教育の発達をはばみ、国運の伸長を妨げるに至るべきをひそかに恐れるのでございます。実に国語と国家とは最も密接な関係を有し、国運の消長は常に国語の消長と相伴うものでありますから、国語国字を斯の如く不規則無統制の現状に差置きましては、日本精神の作興にも影響するところ少なくなかろうと存じます。正しい国語によってこそ正しい精神を養うことが出来るのでありますから、此の点から見ましても、国語国字の整理がいかに緊急な事業であるかは、多言を要せずして明であると存じます。

近衛は国語国字に関する問題の第一に「学習負担の過重」という点を取り上げているが、この点については旧国語協会の発会式の挨拶でも「わが小学児童が一千数字の漢字を一と通学ぶためにいかに苦しむかは皆様のよく御承知のことと存じます。」[15]と、特に漢字学習の児童負担に対する危惧を述べている。また、「国運」「正しい精神」などの語句は盧溝橋事件と同時期の当時の世相をよく表している言葉である。

『国語運動』の創刊号には「国語愛護精神の培養」という保科孝一の論考も載せられているが、保科は「祖先伝来の国語にはぐくまれて、はじめて民族固有の精神に生きる民族たることが出来、正しい日本語によってはじめて純潔崇高な人格が養われるとすれば、先

祖伝来の国語を愛護し、正しい日本語を厳守しようとゆう精神のわき起こるのがもとより当然である。」[16]とし、近衛の挨拶文よりさらに、言葉とナショナリズムの関係の深さを説く結果になっている。

このように日本的精神の育成を目指すことを遠望してはいるものの、その具体的方針は後に「国語協会の設立の目的と趣旨」としてまとめられたように次のようなものであった。[17]

一、よい言葉をもりたてること。
二、漢字、漢語を整理すること。
三、仮名遣を表音式に改めること。
四、文体を口語体に整理すること。
五、横書きの場合は左からに統一すること。
六、表音文字を研究すること。

漢字、漢語の整理については改善の具体的事項が書かれた部分の真先に取り上げられていることから、その重要性が理解できると言える。以下、『国語運動』創刊号での漢字制限問題の取り上げられ方について見ていくことにする。

3 『国語運動』創刊号にみられる漢字制限問題

(1)『国語運動』創刊号の体裁

『国語運動』第一巻第一号（創刊号）はA四版、全体が百十頁であり、以下の号の二倍近くの紙面を使った特別な号である。内容は、大きく分けて①設立総会にかかわる部分、②一般の論文や小稿、③国語協会の展望にかかわる部分、④編集にかかわる部分の四つに分かれており、①の設立総会にかかわっては、会長近衛文麿、副会長南弘の肖像写真に続き、総会・懇親会の様子を写した写真四枚が掲載されている。扉には日本語のありかたを示す明治天皇の和歌が記され、本文は次頁より始まっている。その冒頭は、前掲の近衛の挨拶文であり、次に南の総会での挨拶文が掲載されている。近衛以下の目次を載せる。（頁数およびかっこ書き省略）

国語の尊重愛護は国民の責務である…会　長　近衛　文麿
目的達成のため努力したい……副会長　南　弘
国語愛護精神の培養……保科　孝一
いづこぞ、日本人の祖国は……三宅　武郎
韻律学から見た国語の優秀性……湯山　清
文芸家と国語運動……黒瀧　成至
（国語側面観）…漢和辞典……和田　基彦
＝われらの主張＝
(1) 日本語のもりたて……鈴木　正夫
(2) 文章の口語化をはかれ……金澤　潔

(3)　漢字整理の必要とその方策……岡崎常太郎
(4)　カナヅカイ改正の急務……上野　陽一
(5)　音字の研究……石黒　修
(6)　左横書き……野田　信夫
政府の国語調査事業に就いて……吉田　澄夫
国語協会の将来の計画について
(1)　国語協会はどんな仕事をしたらよいか
(2)　「国語運動」はどんな編集方針をとったらよいか
（棚橋注　三十六名の回答方式。回答者氏名は省略する。）
われらの仕事と抱負
医学部のこれからの歩み……医学部…木下　正中
教育部の方針……教育部…岡崎常太郎
経済部の仕事と将来の抱負……経済部…野田　信夫
法律部のこれまでとこれから……法律部…藤江忠二郎
国語国文の移り変り……中原　東吉
せめてもの願い……国分一太郎
支那国語国字運動ノ側面観……下瀬謙太郎
横組か縦組かについて……金澤　潔
新しい国語協会の生れるまで
（報道）国語協会…総会・医学部・法律部
切抜帖　レツエンゾ
執筆者紹介　編集とりきめ
国語運動実験室　郵便受
編集あとがき

編集責任者であった石黒修は「編集あとがき」において「本号は国語協会の『紹介号』となりました」[1-16]とし、内容的には目新しさのない、従来の議論の整理と復習である旨を述べている。しかしながら、そのことは、これらの文章の内容が個人的な極論といったものではなく、世の中の大勢に沿った内容のものだということを示唆していると言える。これらの文章のなかには標題には示されていなくとも漢字の問題に触れられているものもある。以下、項目別に整理してみたい。

(2)　『国語運動』創刊号に示された漢字制限の問題

①　文字言語と音声言語との差異による問題

漢字や漢語の不都合さは、文や文章を目で見るときより耳で聞くときに感じるものである。鈴木正夫は「日本語のもりたて」のなかで、日本語における漢語の受容や変遷の問題について触れ、「漢語の日本人に対する適わなさ及び解り難さなどとゆう点は、初めに云

ったように日本の文化が文字の力で伝わる時代には余り目につかなかった」[19]とし、ラジオの普及などで音声言語によって文化が伝わるようになったことでその欠点が露呈したことを述べている。このことについては、金澤潔（「文章の口語化をはかれ」）や藤江忠二郎（「法律部のこれまでとこれから」）、木下正中（「医学部のこれからの歩み」）も同様のことを述べている。特に東京民事地方裁判所に奉職していた藤江は、法文様式、公文様式の改善を目指す同協会の法律部世話人という立場から、立法に携わった漢学素養のある人々の「漢字漢語を高貴と考え、カナ文字や本来の国語を卑しむ」[20]風潮を指摘、さらに「耳に聞いて判るか否かは殆ど顧なかった」[21]とし、国家公認文書とも考えられ得る法文や公用文における漢語や漢字の多さの不都合さを説いている。

② 教育面における問題

近衛文麿も述べていたことだが、漢字習得の学習全体における負担を指摘する声も多い。岡崎常太郎は「漢字整理の必要とその方策」において「教育の方面だけを取って見ても、漢字のために多くの時と金とを費やしながら、いたずらに青少年の心身をそこない、自発活動の精神をにぶらして、教育の根本をうちこわす結果となっている。」[22]と述べることで漢字制限の必要性を説いている。また、岡崎は同誌の別の論考（「教育部の方針」）において、漢字が教育に与える悪影響を指摘、それに対して教育界自体が何の対策をも講じてこなかったことを指弾している。

一方、山形県長瀞小学校で教鞭をとっていた国分一太郎は、自身の教壇経験から、国語の授業が読字や言葉の意味理解に陥っていることを述べた上で、「国民大衆の知徳技能を進め深めようと、すこぶる熱心な国家が、何故『字』や『ことば』をむずかしくして、せっかくの意図を通じないようにするのだろうと、不思議でふしぎでたまらなくなることがある。」[23]と政府への皮肉を込めた発言をしている。そして、「どの教科書の漢字にも、すべてフリガナがついていたら、ぼくらはまだまだ国家のためによい仕事が出来るような気がする。漢字が今までの半分になっただけでも、どんなに助かるだろう。」[24]と学習漢字の大幅削減を希望している。

当時は、小学校で学ぶ漢字を制限してみても社会全体で使用している漢字が膨大だったために生じる問題（学校を出ても新聞等が読めないなど）もあり、一般社会で使う漢字の制限を行うことが先決問題だったと考えられるが、当時の小学校の学習の実情がよく伝わる文面である。

③ 漢字改革の観点と方向性

前述したように、「せめてもの願い」の論考中で、国分は小学校における漢字を半減してほしいという旨の発言をしているが、どのような観点で削減していくのかについてまでは触れていない。これについては、一般社会においての削減の観点として、岡崎常太郎が「いっぱん国民の日常生活において必要な文字を読めればよい文字と、読めるばかりでなく書けなければならぬ文字に区別してえら」ぶ[25]という主張をしている。同時に岡崎は漢字には漢字の優れた点があることを認め、「今ただちに漢字を全パイして、他の文字に取りかえるなどと言うことは、できることでもなくまたすべきことでもないと思う。」[26]とし、漢字は削減こそすれ廃止ということではないという旨も付け加えている。いずれにしても、同誌には「漢字制限」との文言は見られるが、表立って「漢字全廃」という主張はなされていない。（ただし、「国語協会の将来の計画について」の回答者のなかには、日本語のローマ字化を主張する立場からそういった主張をしている人物も存在する。）

三　今後の課題

以上、簡単ではあるが、『国語運動』の創刊にまつわる事情と創刊号における漢字制限問題について概観してみた。今後は、同誌全体の漢字制限についての問題を整理するとともに、同時代の他雑誌、関連著作および政府刊行物の検討を行い、今日の漢字学習負担・漢字指導負担の解明に生かしていくようにしていきたい。その上で、これからの漢字教育、ひいては社会における漢字の問題をどのように考えていくか考察を重ねていくつもりである。

〔注〕

(1)　学習指導要領の漢字関係記述の変遷を検討した小森茂氏の考察によると、漢字の読みの「大体」とは配当漢字全体の八割程度ということになる。（「これからの漢字教育の考え方」『日本語学』一九四号、明治書院、平成十一年四月、十五頁）

(2)(3)(4)　『小学校学習指導要領解説　国語編』の第一章第三節「改訂の要点」（四頁）

(5)　河野庸介講演「魅力的な国語科教室の創造に向けて―言語能力の育成をめざして―」第五回「新しい国語実践」の研究会（於愛知県三谷町明山荘、平成十二年十二月二十五日）

(6) 平成十年六月に棚橋が行ったアンケート調査。日本国語教育学会名簿等に基づき、全国五百名の小学校教師に、漢字指導の実態および意識を問うた。有効回答数二五二通。なお、この調査の概要および結果・考察については以下の拙稿に掲載。

「主体的な言葉の学び手の育成に向けて―語彙指導としての漢字教育を考える―」『月刊国語教育研究』三二九号（日本国語教育学会、平成十一年九月、二八～三三頁）

「小学校における漢字指導の実態―教師のアンケート調査を中心に―」『群馬大学教育学部紀要　人文・社会科学編』第四九巻、平成十二年三月、一三九～一五一頁）

(7) 提示した意見文の表記・文体についてはそのままとした。また、かっこ内には回答当時の年代、性別と担当学年を記した。

(8) 教科書における新出漢字および読み替え漢字の提出は、おおむね文学作品や説明文など読みの教材のなかで行われることが主流である。しかしながら、それだけでは学年別配当漢字の全体を消化することができず、見開き二頁程度で言語事項等の学習を扱う「コラム単元」の例文のなかでそれらの漢字を提出することが多くなる。一単元見開き二頁で二十字ほどの新出・読み替え漢字が提出されることも珍しくない。

(9) 『国語運動』の本文には旧漢字が使用されており、仮名遣いについても旧仮名遣いのものが多く含まれるが、本稿では必要のないかぎり新漢字、新仮名遣いに書き改めた。なお、送り仮名についてはこの限りでない。

(10) 「標準漢字表」は、昭和十七年十二月四日に文部省が発表したもの。同年六月十七日に国語審議会が文部大臣に答申した二五二八字を二六六九字にに増加して発表した。

(11) 野村雅昭「漢字を使わない日本語へ」加藤秀俊監修・国際交流基金日本国際センター編『日本語の開国』（ＴＢＳブリタニカ、平成十二年七月、一三三～一三四頁）

(12) たとえば、大正十四年には在東京新聞社十社が「漢字制限に関する宣言」を出している。

(13) 旧言語問題談話会同人（棚橋注　特定署名なし）「新しい国語協会の生れるまで」『国語運動』一巻一号（国語協会、昭和十二年八月、九〇頁）

(14) 近衛文麿「国語の尊重愛護は国民の責務である」（13）と出典同じ、二～三頁）

(15) (13)参照。八八頁

(16) 保科孝一「国語愛護精神の培養」（13）と出典同じ、九頁）

(17) この文言が『国語運動』に初出するのは、第三巻第一号からであり、本誌扉の前頁に掲げられるようになった。

(18) 石黒修「編集あとがき」（13）と出典同じ、一一一頁）

(19) 鈴木正夫「日本語のもりたて」（13）と出典同じ、三〇～三一頁）

(20) (21) 藤江忠二郎「法律部のこれまでとこれから」(13)と出典同じ、六〇頁)
(22) 岡崎常太郎「漢字整理の必要とその方策」(13)と出典同じ、三三頁)
(23) (24) 国分一太郎「せめてもの願い」(13)と出典同じ、七九頁)
(25) (26) (22)と同じ。三四頁

〔付記〕

* 本稿においては、歴史的人物の敬称はこれを外すこととした。
* 数字表記については、位取りを示した漢字表記を基本としたが、表記の上で煩雑さがあると思われるものについては、それを外すこととした。

(本学助教授)